別記様式第七号（第十四条の七関係）

（Ａ４）
３３０

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年　月　日

知事　殿

申請者　氏　名　　印

生年月日　年　月　日

受付番号　受付年月日　申請時の登録番号

項番　◎申請者に関する事項

11　変更年月日　年　月　日
変更後　フリガナ
氏名
変更前　フリガナ
氏名　確認欄

12　変更年月日　年　月　日
変更後　郵便番号
住所市区町村コード　都道府県　市郡区　区町村
住所
電話番号
変更前　住所　確認欄

13　変更年月日　年　月　日
変更後　本籍市区町村コード　都道府県　市郡区　区町村
本籍
変更前　本籍　確認欄

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14　変更年月日　年　月　日
変更後　商号又は名称
免許証番号　（　）
変更前　変更年月日　年　月　日
商号又は名称
免許証番号　国土交通大臣（　）第　号　確認欄
知事

⑩　「住所」の欄は、③により記入した住所市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）霞が関２－１－３

⑪　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）０３－５２５３－８１１１

⑫　「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、９９００００と記入すること。

⑬　「本籍」の欄は、⑫により記入した本籍市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）霞が関弐丁目壱番参号

⑭　「移転前の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、移転前の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入すること。

⑮　「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑯　「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。また、移転後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例）⑦　００　(5)　　１００　［国土交通大臣（５）第１００号の場合］

⑦　９９　（　）　　５０　［国土交通大臣届出第５０号の場合］

別記様式第七号（第十四条の七関係）

（Ａ４）
３３０

宅地建物取引士資格登録簿
変更登録申請書

宅地建物取引業法第20条の規定により、下記の事項について変更の登録を申請します。

年　月　日

知事　殿

申請者　氏　名　　印

生年月日　年　月　日

受付番号　受付年月日　申請時の登録番号

項番　◎申請者に関する事項

11　変更年月日　年　月　日
変更後　フリガナ
氏名
変更前　フリガナ
氏名　確認欄

12　変更年月日　年　月　日
変更後　郵便番号
住所市区町村コード　都道府県　市郡区　区町村
住所
電話番号
変更前　住所　確認欄

13　変更年月日　年　月　日
変更後　本籍市区町村コード　都道府県　市郡区　区町村
本籍
変更前　本籍　確認欄

◎業務に従事する宅地建物取引業者に関する事項

14　変更年月日　年　月　日
変更後　商号又は名称
免許証番号　（　）
変更前　変更年月日　年　月　日
商号又は名称
免許証番号　国土交通大臣（　）第　号　確認欄
知事

⑩　「住所」の欄は、③により記入した住所市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、「丁目」「番」及び「号」をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、上段から左詰めで記入すること。

（記入例）霞が関２－１－３

⑪　「電話番号」の欄は、市外局番、市内局番、番号をそれぞれ－（ダッシュ）で区切り、左詰めで記入すること。

（記入例）０３－５２５３－８１１１

⑫　「本籍市区町村コード」の欄は、都道府県の窓口備付けのコードブック（総務省編「全国地方公共団体コード」）により、本籍地の所在する市区町村のコードを記入すること。なお、外国籍の場合には、９９００００と記入すること。

⑬　「本籍」の欄は、⑫により記入した本籍市区町村コードによつて表される市区町村に続く町名、街区符号、住居番号等を、戸籍のとおりに、上段から左詰めで記入すること。なお、外国籍の場合には記入しないこと。

（記入例）霞が関弐丁目壱番参号

⑭　「移転前の都道府県知事」の欄は、上記③の表より該当する都道府県知事のコードを記入すること。ただし、移転前の登録を受けている都道府県知事が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入すること。

⑮　「商号又は名称」の欄は、上段から左詰めで記載すること。

⑯　「免許証番号」の欄は、免許権者については、上記③の表より該当するコードを記入すること。ただし、免許権者が北海道知事である場合には、５１～６４のうち該当するコードを記入することとし、信託会社及び信託業務を兼営する銀行については、（記入例）に従うこと。また、移転後において、業務に従事しようとする宅地建物取引業者が新規免許申請中の場合は、記入しないこと。

（記入例）⑦　００　(5)　　１００　［国土交通大臣（５）第１００号の場合］

⑦　９９　（　）　　５０　［国土交通大臣届出第５０号の場合］